

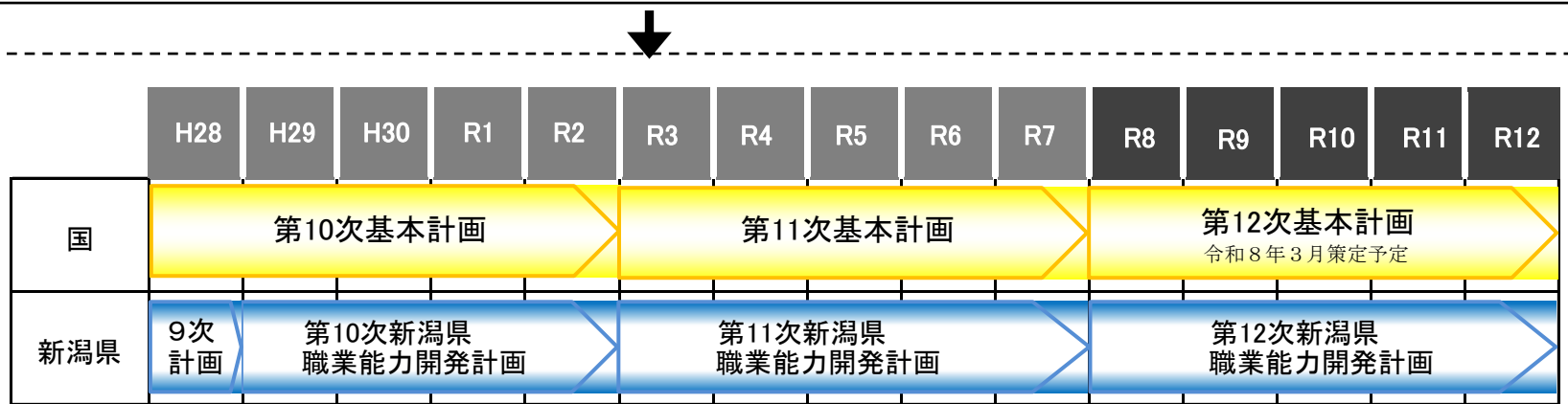
第12次新潟県職業能力開発計画について

本県の職業能力開発の方向性を示す「新潟県職業能力開発計画」の第11次計画が令和7年度で最終年次となるため、次期計画を策定する。👉 計画期間：令和8年度から12年度までの5年間

概略

- 職業能力開発促進法の規定により、国の職業能力開発基本計画に基づき、都道府県の職業能力開発に関する基本となる計画の策定に努めることとされている。
- 基本計画で定める事項は概ね①労働力需給動向、②実施目標、③施策の基本事項とされている。
- 基本的には国の計画期間5年間に合わせて策定。

国の基本計画を踏まえつつ、
審議会の意見を反映し策定



主な構成

- 1 計画の趣旨
- 2 職業能力開発を取り巻く現状と課題
- 3 方針と目標
- 4 施策展開の方向
- 5 成果指標

- R 7. 5 意見照会・ヒアリング
- R 7. 11 審議会（現計画の評価、骨子検討）
- R 7. 12 素案への意見照会
- R 8. 3 審議会（計画策定）